

市の税金の納税相談

【概要】

しごと さいがい びょうき じぎょうふしん のうきげん し ぜいきん おさ
仕事が無かったり、災害・病気など、また事業不振などのためにどうしても納期限までに市の税金を納められない場合、納付する期間を延ばしたり、分割納付などの相談を受け付けます。

〇分割納付

つうち し ぜいきん のうきげん おさ むずか ばあい かい おさ きんがく か
通知された市の税金を、それぞれ納期限までに納めることが難しい場合に、1回に納める金額を変えたり、
おさ かいすう ふ ぶんかつ わ おさ ほうほう えんたいきん かさん ばあい
納める回数を増やすなど分割して（分けて）納める方法です。 ※延滞金が加算される場合があります。

【必要な手続き】

そうだんまどぐち しゅうのうか ほんちようしゃ かい ばんまどぐち
〇相談窓口 収納課（本庁舎2階23番窓口）

そうだんないよう し ぜいきん のうふ かん
〇相談内容 市の税金の納付に関すること。

そうだんうけつけ げつようび きんようび ごぜん じ ごご ぶん
〇相談受付 月曜日から金曜日（午前9時～午後4時30分）

にほんご ふじゅう かた じぜん でんわ つうやく しやくしょ じかん かくにん
※日本語が不自由な方は、事前にお電話にて通訳が市役所にいる時間を確認のうえ、
そうだん き
相談に来てください。

ひつようしよるい そうだん く のうぜいつうちしよ とくそくじよう さいこくしよ も
〇必要書類 相談に来るときは、納税通知書または督促状や催告書などを持ってきてください。

ほんにんいがい ばあい かなら いにんじよう も
また、本人以外の場合は必ず委任状を持ってきてください。

【延滞金】

えんたいきん けいさんほうほう
延滞金の計算方法

のうきげん す おさ ばあい ほんらい ぜいがく のうきげん よくじつ おさ ひ にっすう
納期限を過ぎてから納める場合は、本来の税額のほかに、納期限の翌日から納めた日までの日数によって

い か わりあい えんたいきん かさん おさ
以下の割合で延滞金を加算して納めなければなりません。

のうきげん よくじつ かげつ す ひ ねんりつ
1 納期限の翌日から1ヶ月を過ぎる日まで・・・年率2.8%

かげつ す のうふ ひ ねんりつ れいわ ねん がつ にちこう ねんりつ
2 1ヶ月を過ぎてから納付の日まで・・・年率9.1% ※令和8年1月1日以降の年率

【問合せ先】

おおたしやくしょ しゅうのうか かい ばんまどぐち ちよくつう
太田市役所 収納課（2階23番窓口） TEL 0276-47-1820（直通）